

信州大学学生表彰（課外活動等）に関する申合せ

平成16年12月9日 学生委員会決定
平成22年 3月 4日 学生委員会改正
令和3年10月14日 学生委員会改正
令和3年12月9日 学生委員会改正

信州大学学生表彰要項（以下「要項」という。）第7条の規定に基づき、学生の課外活動等（要項第3条1項第2号及び第3号、要項第3条第2項第1号及び第2号）の表彰に関する具体的事項を申し合わせるものである。

（表彰の基準・学長賞）

1 第3条第1項第2号に該当するもの

- 一 スポーツ活動で、オリンピック、世界選手権、日本選手権等のスポーツの権威ある大会に出場し、優れた成績を収めたもの
- 二 文学、絵画、彫刻、音楽、演劇等の芸術・文化活動で、作品、公演等が国際レベル又は国内最高レベルの審査等で高い評価を得たもの

2 第3条第1項第3号に該当するもの

- 一 ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、火災防止等の社会活動で、社会的に優れた評価を受け、その活動が国内外の公的機関において表彰されたもの

（表彰の基準・功労賞）

3 第3条第2項第1号に該当するもの

- 一 スポーツ活動で、オリンピック、世界選手権、日本選手権等に準ずる大会に出場し、優れた成績を収めたもの
- 二 文学、絵画、彫刻、音楽、演劇等の芸術・文化活動で、作品、公演等が国内レベルの審査等で高い評価を得たもの

4 第3条第2項第2号に該当するもの

- 一 ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、火災防止等の社会活動で、社会的に優れた評価を受けたもの

（推薦）

- 5 学部長及び研究科長は、前4項各号のいずれかに該当すると認められる学生（個人又は団体）がある場合は、別紙様式2により学長に推薦するものとする。

（表彰の方法）

- 6 表彰式の際、副賞として信州大学学長賞に3万円相当の記念品、信州大学功労賞に1万円相当の記念品を贈呈することとする。

（その他）

- 7 課外活動等での表彰については、団体表彰はその都度行い、個人表彰は原則として在学中に1回とする。